

商品概要説明書

スーパー定期貯金
(年金予約定期貯金 J A - S T A G E)

(令和5年4月3日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・年金予約定期貯金 J A - S T A G E (ジャスト)
2. ご利用いただける方	・公的年金のお受け取りを J A 所定の「年金ご予約票」にて予約されたお客さままで、5年以内に年金をお受け取りになる方 ※お申し込みはお1人さま1口限りいたします。
3. 期 間	<単利型> ・定型方式 1年、2年 <複利型> ・定型方式 3年、4年、5年 自動継続(元金継続)扱いのみとなります。 ※満期日は、年金受取日または年金受取日から1年未満の日といたします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上300万円以下 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・年0.05%の利率を満期日まで適用します。 ・ただし、年金受け取りを J A に指定されなかった場合には、預入日に遡って預入時の「スーパー定期貯金」の店頭表示金利を適用し、金利上乗せは行いません。 <単利型> ・預入期間1年のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 <複利型> ・満期日以後に一括して支払います。 <単利型> ・付利単位を1円として1年を365日とする日割で計算します。 <複利型> ・付利単位を1円として1年を365日とする日割で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。

商品概要説明書

スーパー定期貯金 (年金予約定期貯金 J A - S T A G E)

(5) 金利情報の 入手方法	・金利は、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日時点での普通貯金利率を適用します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 この貯金は J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 取扱期間	令和5年4月3日（月）～令和6年3月29日（金）
12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0776-50-7611）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部 金融推進課または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会 （電話：0776-23-5255） 京都弁護士会 （電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
13. その他参考と なる事項	・満期解約時に、年金の裁定請求手続きをされたことの確認をいたします。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・自動化機器・ネットバンクでのお預入はできません。

・ご不明な点は、J A 窓口までお気軽にお問い合わせください。